

山梨県公報

第六百七十五号

令和八年

七月三十日

木曜日

目次

告示

- 山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置
 - 道路の供用開始（二件）
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除
 - 地方税共同機構に行わせる特定収納事務に係る歳入等について
- ### 公告
- 特定計量器の定期検査の実施
 - 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更（二件）
- ### 教育委員会
- 山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置
- ### その他
- 一般競争入札について（二件）

告示

山梨県告示第二百三十五号

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第二条第三項の規定により附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和八年七月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県クリニグ師試験委員会	一 試験方針の決定 二 試験問題の作成 三 可否の検討	十人以内	委員の要件 一 衛生法規や公衆衛生に関する知識を有する県の職員 二 繊維やクリニグ技術について専門的な知識を有する県の職員 三 繊維の鑑別に関する技能を有する県の職員 四 クリーニング師の免許を受け、かつ、ワイシャツのアイロン仕上げに関する技能を有している者で、山梨県クリニグ生 活衛生同業組合の推薦するもの	令和八年八月十二日から令和九年三月三十一日まで	福祉保健部衛生薬務課
---------------	-----------------------------------	------	---	-------------------------	------------

山梨県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和八年八月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市富竹新田字大明神河原一五七〇番三地先から 甲斐市篠原字榎俣一六九一番三地先まで	八五六・六	令和八年八月二十九日

山梨県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和八年八月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市篠原字榎俣四二三一 番一地从先から 甲斐市西八幡字浜海道下二 五二三番一二地先まで	四八三・九	令和八年八 月二十九日

山梨県告示第二百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
身延町	身延の3―1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	一部	平成十九年山梨県告示第百三十四号 令和七年山梨県告示第百十号

山梨県告示第二百三十九号

地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第二項の規定により次の歳入等の収納に関する事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同法第二百四十三条の二の七第三項の規定により告示する。

令和八年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日 令和八年九月二十四日
- 二 特定収納事務に係る歳入等 地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（総務省令第八十七号）第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の二十第二項において準用する同条第一項各号に掲げる歳入等以外の歳入等

公 告

◎ 特定計量器の定期検査の実施
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、令和八年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。、分銅及びおもり											検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
											令和八年九月二日	午前十時から午後三時まで	須玉ふれあい館	北杜市	一般社団法人山梨県計量協会
											令和八年九月三日	同	北杜市役所 長坂総合支所	同	同
											令和八年九月四日	同	同	同	同
											令和八年九月七日	同	甲斐市役所 双葉支所	甲斐市のうち旧双葉町	同
											令和八年九月九日	午前十時半から正午まで	上野原市役所 秋山支所	上野原市のうち旧秋山村	同
											令和八年九月十日	同	水源の郷やまゆりセンター	道志村	同
											令和八年九月十一日	午前十時半から午後二時まで	山中湖村役場	山中湖村	同
											令和八年九月十五日	同	西桂町まちづくり交流センター 未来館	西桂町	同
											令和八年九月十六日	午前十時半から午後三時まで	忍草コミュニティセンター	忍野村	同
											令和八年九月十七日	同	山道ホール	鳴沢村	同

皮革面積計						
	令和八年九月二十五日	午前十時半から午後三時まで	富士河口湖町役場本庁舎一階コンベンションホール	富士河口湖町	同	
	令和八年九月二十八日	同	同	同	同	同
	令和八年十月一日	午前十時から午後三時まで	市川三郷町役場本庁舎	市川三郷町	同	同
	令和八年十月二日	午後一時半から午後三時まで	市川三郷町役場六郷出張所	同	同	同
	令和八年九月二日から令和九年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	今期検査を実施する区域全般	同	同
皮革面積計	令和八年十月三日から令和九年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	同	個別に県が指定する場所（令和八年十月二日までに検査を受けた場合に限る。）	同	同	同
	令和八年十月三日から令和九年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	甲府市を除く県下全域	同	山梨県計量検定所
	令和八年十月三日から令和九年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	同	同	同
	令和八年十月三日から令和九年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	同	同	同
	令和八年十月三日から令和九年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	同	同	同
	令和八年十月三日から令和九年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	同	同	同

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

◎ 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（豊富南部地区 畑地帯総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年八月二十八日まで
- 三 縦覧場所 中央市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年九月十四日まで

◎ 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（南アルプス西部地区 農地環境整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年八月二十八日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年九月十四日まで

教育委員会

山梨県教育委員会告示第三号

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第二条第三項の規定により附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和八年七月三十日

山梨県教育委員会

教育長 荻野智夫

附属機関	担任事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
いじめ調査委員会	いじめ重大事態に係る調査・検証及び再発防止に資する対応策の審議並びに報告に関する事務	四人以内	一 教育、心理、法律、福祉等に関する専門的な知識経験を有する者 二 調査・検証及び審議する事項に關し必要な知識経験を有する者	令和八年九月一日から令和九年八月三十日まで	教育庁総務課教育企画室

その他

◎ 山梨県道路公社公告第四号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和八年七月三十日

富士山有料道路管理事務所長 名 取 考 記

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名 一般県道 富士河口湖富士線 富士山有料道路道路工事

2 工事場所 山梨県富士吉田市上吉田地内外

3 工事概要 ガードレール撤去 L≒200m

 ガードパイプ設置 L≒200m

 区画線工 L≒900m

4 工期 令和八年九月二日から令和八年十一月二十日まで

5 予定価格 一千二百十一万一千円（税込み）

二 公告日 令和八年七月三十一日

三 入札参加資格申請の受付期間 令和八年八月七日（金）から八月十九日（水）までの山梨県の休日を含め定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

四 その他 詳細は、令和八年七月三十一日（金）より、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページ（<https://tollgate.securesite.jp/wp/nyusatsumate/subaruline/>）において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

次のとおり一般競争入札を行う。

雁坂 トシネル 有料道路管理事務所長 平井 真幸

1 工事名 国道百四十号 雁坂トンネル非常用発電機設備点検業務委託

3 工事概要

非常用発電機設備点検業務

・非常用発電機部品交換一式

・受変電設備精密点検一式

● 受変電設備活線診断一式

5 予定価格 七百九十六万四千円（税込み）

三 入札参加資格申請の受付期間 令和八年八月七日（金）から八月十九日（水）まで

の山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

四 その他 詳細は、令和八年七月三十一日（金）より、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ（<https://tollgate.securesite.jp/wp/hyusat>）

su_cate/karisaka/)において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。